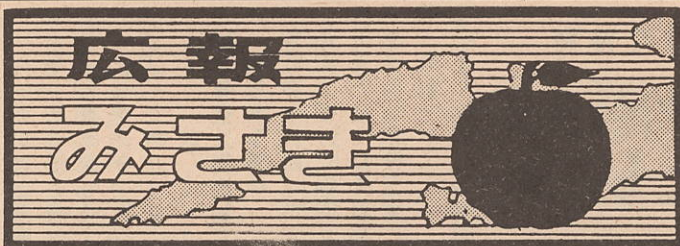


昭和五十三年  
三月三十一日現在

世帯数 二、〇四〇  
人口 六、七四八  
男 三、一四四  
女 三、六〇四

印刷所 クボタ印刷所



発行所 愛媛県三崎町役場  
編集 三崎町役場総務課

＝納税のお知らせ＝

6月町県民税(第一期)

昭和五十三年年度 施政方針

三崎町長 杉山茂丸



昭和五十三年第一回  
定例会の開会にあたり  
一言ご挨拶を申し上げます。

さて、我が国の経済  
は、ご承知のとおり、  
起死回生の方策を握め  
ないまま昭和五十二年  
度を終りました。

結果、政府は七兆五千  
億に及ぶ公共投資予算  
を含む、三十四兆二千  
九百五十億という超大  
型予算でもって、この  
長期不況からの脱出を  
図ろうとしたのであり  
ます。

しかしながらその  
財政内容は、昨年度  
同様、公債依存度三〇  
%という借金財政を余  
儀なくされていること  
はご承知のとおりであ  
ります。

このような状  
況の中で、私にとりま  
して仕上げの年を迎え  
た訳であります。特  
に我が三崎町の財政状  
況は、同県以上に極め  
て弾力性に欠けており  
ます。

これは残念このう  
えないのであります。こ  
れという自主財源の  
ない現況では、忍の一  
字、いかなる困難事  
あっても何んとして  
も、これを克服してゆ  
く以外道はないので  
あります。

公債費、物件費等義務  
的経費は、実に六一%  
にも達している現状で  
あります。この多様  
化、高度化する住民要  
求に對しては、鋭  
意対応して参りたい考  
えであります。

開をいたす所存でござ  
います。即ちお目通し  
願いましたとあり、昭  
和五十三年度も、経  
費の更に徹底した見  
直しを行い、その規模  
の拡大を極力抑え、他  
方では、職員の少数精  
鋭主義に徹し、人件費  
の縮小を図って参り  
たいと考えております。

こうして私の考えは、  
就任当初より、職員に  
對し周知徹底を図って  
参りました結果、よく  
私の主張を理解し、又、  
社会の諸状況、或は、  
世論の吸収、特に、経  
常経費の節減につきま  
しては、相当の成果を  
おさめ、加えて、高  
度成長期に身に着けま  
した贅肉を落し、或は、  
低成長期への軌道の修  
正に、積極的に取り組  
む涙ぐましい努力の跡  
がうかがえます。

報告し、ご理解を深め  
て頂きますようお願い  
いたします。

次に昭和五十三年  
度本町に投下されます  
公共投資事業は、十三  
億六千五百万円が計画  
されております。

この  
運営執行につきま  
しては、国・県の補助  
制度の導入と、町債  
の積極

的な活用を図り乍ら今  
後の補正予算で逐次計  
上してゆく考えであり  
ます。一方、本町産業  
の一方の中心をなす柑  
橘農業にとりましては  
ご承知のように外庄に  
よるオレンジ・果汁の  
輸入増大は、昨今の  
価格の低迷に加えて、  
干ばつ・寒害が加わり  
更に大きな不安を強い  
られておられるところ  
でございます。

この件に  
つきましても、関係機  
関と十分なる連携を  
図り、価格の安定と同  
時に、当地方を甘夏柑  
・サンフルツの生産  
団地としての、再整備  
再開を図る施策を、  
強力に展開したいと考  
えております。

又、次  
に住民生活に直結する  
医療行政として、二名  
津診療所の改築事業を  
含む施設体系の整備  
を進め、住民福祉の  
前進を期したいと考  
えます。

更に、国の柱と  
もいえる教育行政の充  
実の一環として教員住  
宅の改善と併せて、集  
会所・夜間照明施設等  
社会教育の前進をも  
図って参る所存であり  
ます。

次に常日頃からの懸  
案とされております水  
道企業会計についても  
適正、公平を期するた  
めに、適正料金への改  
正と、合理化対策を含  
め、抜本的な水道事業  
再建計画に取り組むと  
共に、元来から立地的  
な宿命ともいえる、飲  
料水対策にも極力、努

力する所存であり  
ます。併せて、徐々に  
ではあります。確実に  
進行しつつある福祉思  
想の変化、即ち、低成  
長期への体質の改善を  
目指し、町行財政の総  
べての面についての見  
直し、反省をいたし、  
三崎町の将来に備え、  
来るべき近代化への基  
盤となり得るよう「充  
実と発展」をモット  
ーとした行政施策に尚  
一層の積極性を発揮す  
るよう心掛け、ひたむ  
きな努力をいたす所存  
であります。

以上、本定例会にお  
きましては、条例案件  
十一、予算案件十件、  
その他四件を上げ致し  
ております。特に、一  
般会計当初予算にお  
きましては、前年度対  
比一八・六%増の十一  
億七百五十六万四千  
円をもって編成し、その  
内公共投資事業は、計  
画の四二%を計上しま  
した。これは例年のと  
り義務的経費を主とし  
た骨格予算となってお  
ります。従いまして昭  
和五十三年度の公共事  
業を含めたその他の諸  
施策につきましては、  
関係機関と連携をとり  
ながら対応してゆき  
「健康で明るい、ふる  
さと」を造る努力をい  
たす所存であります。

どうぞご理解とご協  
力をお願いいたします。  
ご挨拶いたします。

〔特別会計〕

三崎町旅客上屋特別会計

歳入歳出予算事項別明細書

●歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 使用料及び手数料	180	180	0
2. 繰入金	1,857	1,674	183
歳入合計	2,037	1,854	183

●歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	その他
1. 旅客上屋費	561	377	184		180	381
2. 公債費	1,476	1,477	△1			1,476
歳出合計	2,037	1,854	183		180	1,857

簡易水道事業会計

歳入 (単位千円)

項	本年度予算額	前年度予算額	比較
営業収益	25,555	25,255	300
営業外収益	3,750	3,540	210
他会計からの長期借入金	4,229	2,597	1,632
収入合計	33,534	31,392	2,142

●歳出

項	本年度予算額	前年度予算額	比較
営業費用	34,128	33,159	969
営業外費用	8,052	7,538	514
特別損失	0	2,000	△2,000
予備費	50	50	0
建設改良費	1,680	288	1,392
企業債償還金	2,549	2,309	240
支出合計	46,459	45,344	1,115

国民健康保険特別会計

歳入歳出予算事項別明細書

●歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 国民健康保険税	84,016	64,992	19,024
4. 使用料及び手数料	2	2	0
5. 国庫支出金	318,786	215,437	103,349
7. 財産収入	0	1	△1
9. 繰入金	2,567	3,928	△1,361
10. 繰越金	6,000	15,000	△9,000
11. 諸収入	310	420	△110
歳入合計	411,681	299,780	111,901

●歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	その他
1. 総務費	21,571	18,420	3,151	6,394	2,567	12,610
2. 保健給付費	377,519	262,557	114,962	312,392	5	65,122
3. 保健施設費	865	9,983	△9,118			865
4. 基金積立金	100	100	0			100
5. 公債費	400	300	100			400
6. 諸支出金	20	20	0			20
7. 予備費	11,206	8,400	2,806			11,206
歳出合計	411,681	299,780	111,901	318,786	2,572	90,323

港湾整備特別会計

歳入歳出予算

●歳入

款	項	金額
1. 繰入金		500
	1. 一般会計繰入金	500
歳入合計		500

●歳出

款	項	金額
2. 公債費		500
	1. 公債費	500
歳出合計		500

〔一般会計〕

歳入歳出予算事項別明細書

●歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 町	88,756	77,007	11,749
2. 地方譲与税	11,500	11,500	0
3. 自動車取得税交付金	12,500	12,500	0
4. 地方交付金	626,000	545,000	81,000
5. 交通安全対策特別交付金			
6. 分担金及び負担金	8,193	7,145	1,048
7. 使用料及び手数料	3,768	3,167	601
8. 国庫支出金	134,299	189,531	△55,232
9. 県支支出金	170,861	58,044	112,817
10. 財産収入	18	36	△18
11. 寄附金	5,400	0	5,400
12. 繰入金	1	1	0
13. 繰越金	10	10	0
14. 諸収入	9,958	7,476	2,482
15. 町	36,300	22,600	13,700
歳入合計	1,107,564	934,017	173,547

●歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源	一般財源	その他	国庫支出金
1. 議会費	35,659	30,686	4,973				35,659
2. 総務費	171,393	154,567	16,826	2,153	1,487		167,753
3. 民生費	180,379	155,334	25,045	105,053	13,525		61,801
4. 衛生費	65,500	52,843	12,657	4,749	2,355		58,396
5. 労働費							
6. 農林水産業費	313,793	159,977	153,816	183,981	34,300	6,214	89,298
7. 商工費	7,600	7,331	269				7,600
8. 土木費	35,452	34,539	913	437	2,000	1,074	31,941
9. 消防費	18,233	15,987	2,246				18,233
10. 教育費	90,951	76,839	14,112	8,787	603		81,561
11. 災害復旧費	0	78,740	△78,740				
12. 公債費	188,050	166,674	21,376				188,050
13. 諸支出金							
14. 予備費	554	500	54				554
歳出合計	1,107,564	934,017	173,547	305,160	36,300	25,258	740,846

昭和五十三年年度 三崎町予算!!

# 国民年金

**国民年金の給付のあらまし**  
 「シリーズ」  
 ◇国民年金には、保険料を納めた人がもらえる給付の年金と、保険料を納めなくても年金の支給を受けられる老令・廃疾・死亡といった保険事故に対して、それぞれ支給要件に見合った年金が請求により支払われます。今回は老令年金について述べてみます。

六十才から六十四才までの間で希望があれば繰り上げ請求ができる。なお、この二十五年という期間は、昭和五年四月一日以前に生まれた人については、その人の年金によって、別表一のように短縮されており、四年に短縮されています。

**特例による老令年金**  
 大正五年四月一日以前に生まれた人については、保険料を納めた期間は一年以上あり、これと保険料の免除された期間を合わせた期間が、年令に応じて、別表二のように四年から七年をこえていれば、特例による老令年金が六十五才から支給されます。

## 受給資格期間の特例

生まれた日	期間	生まれた日	期間
大正5年4月1日以前	10年	大正13年4月1日以前	18年
大正6年4月1日	11年	大正14年4月1日	19年
大正7年4月1日	12年	大正15年4月1日	20年
大正8年4月1日	13年	昭和2年4月1日	21年
大正9年4月1日	14年	昭和3年4月1日	22年
大正10年4月1日	15年	昭和4年4月1日	23年
大正11年4月1日	16年	昭和5年4月1日	24年
大正12年4月1日	17年		

**2 老令福祉年金**  
 うけられる要件  
 ①昭和三十四年四月に「国民年金法」という法律ができ、福祉年金の制度が生まれたときすでに七十才をこえて

十年年金・五年年金  
 国民年金が発足した当時、満五十才から満五十四才（明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日まで）に生まれた人であった人は、保険料を納めた期間が短く、ふつうの規定では、年金がもらえません。そこで、この人達のために、それぞれ十年間又は五年間保険料を納めればもらえる「十年年金」「五年年金」の制度がつけられました。この「十年年金」や「五年年金」に加入しなかった人（任意加入）は、七十才から老令福祉年金が支給されます。

## 特例支給の老令(福祉)年金

生まれた日	期間
明治45年4月1日以前	4年1年以上
大正2年4月1日	5年1年以上
大正3年4月1日	6年1年以上
大正5年4月1日	7年1年以上

た人は、七十才になったときからもらえます。老令福祉年金があるから、国民年金に入らなくてもよいというのではありません。明治四十四年四月二日以降に生まれた人は保険料を納めなければ年金はもらえません。

③障害者のばあいは、老令福祉年金の支給開始

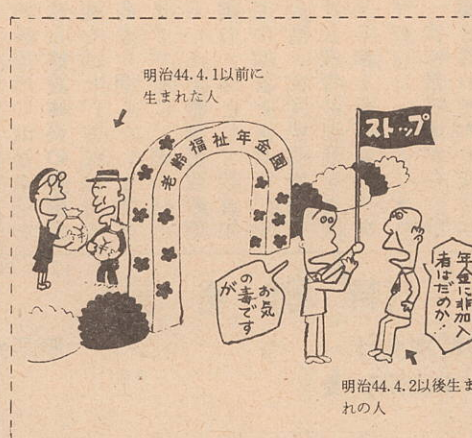
**愛の献血に**  
 ご協力下さい!!  
 年々血液の使用量は増加しており、血液を確保するには、市民の皆さんの尊い善意と深いご理解による献血に感謝状・記念品が贈られました。

自分自身や家族の生命を守るため、また病床で血液を待ちわびている多くの方々に救済のため愛の献血にご協力下さい。

五十二年度の献血事業には二三四名の方々が

**レントゲン検診を受けましょう!!**  
 胸部レントゲン検診は、一年に一回は定期的に行うことが必要です。昭和五十二年度は、一般住民一、九二〇名、小・中学生二、四四名が受けております。

最近では化学療法法の進歩によって結核が死亡するものがなくなりました。昭和五十二年度は、結核について正しい知識を身につけて、進んで健康診断を受けましょう。



始年令が早められて、六十五才からとなり、除期間を合わせて別表二のように四年から七年をこえていけば七十才になったときからも入ります。

○次回は通算老令年金について述べてみます。

**三崎町公告第一号**  
 土地立ち入りについての公告  
 豊予海峡調査のため、左記のとおり本町内の土地に立ち入り測量調査をしたい旨、土地収用法第十二条第一項の規定により通知があったので、同法第十二条第二項の規定により公告する。

昭和五十二年四月三日  
 三崎町長 杉山 茂丸

**胃ガン・子宮ガン**  
 検診日程のお知らせ  
 胃・子宮ガン検診を次の日程で実施します

検診種別	日程	会場
子宮ガン検診	八月二十三日	三崎
胃ガン検診	八月二十四日	西部
子宮ガン検診	八月二十五日	西部
胃ガン検診	八月二十六日	西部
子宮ガン検診	八月二十七日	西部
胃ガン検診	八月二十八日	西部
子宮ガン検診	八月二十九日	西部
胃ガン検診	八月三十日	西部
子宮ガン検診	八月三十一日	西部
胃ガン検診	九月一日	西部
子宮ガン検診	九月二日	西部

**憲法週間**  
 五月三日の憲法記念日を中心として五月一日から七日までは憲法週間です。

日本国憲法が「基本的人権の尊重」を基本理念の一つとしていることは、みなさん御存知です。

工場からの排煙、排水等による健康や生活環境の破壊、悪質サラ金業者の取立にからむ威力暴力による強制的脅迫、中学生間の暴力事件、夫や妻の蒸発による残された家族等の人権問題、さらには重要な人権問題として、就職結婚、その他日常生活の中で不当な差別事件があとを断たない同和問題があります。

これ以外にも多種多様な形で人権が侵害される事件が見受けられること、憲法週間を迎えるにあたって、わたしたちは、もう一度憲法の精神を十分にかみしめ、国民一人一人が人権尊重の理念を日常生活のうえに反映していくため、家庭内における夫婦、親子間、学校における教師と生徒、地域社会における隣人間で相互によく話し合い、十分に理解し合うことが人権尊重の出発点であることを自覚し、お互いの対話によって明るく住みよい社会をつくりましょう。

四 みなさんのなかで人権が犯されたり、犯されそうになった時は、お近くの人権擁護委員又は法務局の人権擁護課もしくは大洲、八幡浜、西条、今治、宇和島の各支局に御相談ください。

**鉄道新線建設に伴う**  
 土地立ち入り調査について!!  
 日本鉄道建設公団下第十二条の規定に基づき、となつた土地所有者の関支社長より豊予海峡く通知を受けましたので、今年四月三日付で土地立ち入り測量調査をした旨、調査対象したい旨、土地収用法に基づき、調査対象

一 起業者の名称 日本鉄道建設公団  
 二 事業の種類 鉄道新線建設  
 三 立ち入りの目的 事業準備に伴う測量調査  
 四 立ち入る区域 三崎町全域  
 五 立ち入る期間 昭和五十二年六月一日から昭和五十四年三月三十一日まで

**相談内容(無料、秘密厳守)**

- 隣近所のいざがらせ、家庭のいざがらせ
- 借地、借家のもめごと
- 同和問題で差別されたとき
- 離婚、扶養、相続、登記手続、金銭貸借
- その他の法律問題

にあたって、わたしたちは、もう一度憲法の精神を十分にかみしめ、国民一人一人が人権尊重の理念を日常生活のうえに反映していくため、家庭内における夫婦、親子間、学校における教師と生徒、地域社会における隣人間で相互によく話し合い、十分に理解し合うことが人権尊重の出発点であることを自覚し、お互いの対話によって明るく住みよい社会をつくりましょう。

# 農家の皆さんへ お知らせ!!

三崎町農業の振興を  
図り個々の農家の農業  
改良普及指導にあたる  
ため四月一日から八幡  
浜農業改良普及所より  
二名の指導専門員が役  
場に常駐して農業者  
についての相談や指導  
に応じております。  
なお六月より毎月第  
一週の火曜日、午前九  
時から午後三時まで役  
場構内の生活改善セン  
ターで農業経営につい  
ての相談所の開設やそ  
のほか直接現地を巡回  
しながら、経営指導を  
することになりました。  
農業についてのどんな  
ことでも結構ですから

## 福祉だより

(福祉課)

◆法律、心配ごと相談  
所の開設  
世の中が複雑になっ  
てきますと、日常生活  
のうえでも、交通事故  
財産、親子、親族、土  
地、金銭などいろいろ  
な問題が生じてきます  
そのなかには、わずか  
のヒントで解決の糸口  
が見出せるもの、又専  
門的な法律知識を要す  
るものなど多種多様で  
すが、町社会福祉協議  
会では、このような問  
題を一つでも解決する  
ため、弁護士や民生委  
員の協力を得て、毎月  
「相談所」を開いてい  
ます。相談は無料で又  
個人の秘密は固く守ら  
れますので安心して利  
用できます。  
今年度の開設予定は  
次のとおりです。  
五月正野、六月大佐  
田、七月三崎、八月松  
九月二名津、十月三崎  
十一月与修、十二月申  
一月三崎、二月釜木、

町内で、まだ申請して  
いない方が若干あるの  
ではないかと思ひます  
ので、くわしいことを  
係へお問合せの上手続  
をしてください。

お気軽に申し出下さ  
い。  
駐在しております普  
及員は  
板倉 衛普及員  
皆川啓夫普及員です  
次回からは農業改良  
普及員も掲載する予  
定です。

証と母子医療保険証と  
を窓口で示しますが、  
医療費の本人負担分は  
窓口払いはする必要が  
ありません。(保険対  
象外がある場合は別で  
す)たゞし、県外の場  
合は本人が立替払いと  
なりますので、所定の  
用紙を持って行く必要  
があります。  
本町での対象者は、  
五十世帯の百二十名が  
見込まれています。  
まだ手続をすましてい  
ない方は、くわしいこ  
とを係へお問合せの上  
早く手続をしてくださ  
い。

◆福祉手当の受給者  
七〇名に  
日常生活で常時介護  
の必要な重度の心身障  
害のある方に、五十年  
十月から福祉手当が支  
給され、本町でも七〇  
名が受給しています。  
手当は、月五千五百  
円で、申請の翌月から  
年三回(四、八、十一  
月)に支給されます。  
対象者は、おゝむね  
身障の一、二級程度で  
すが、障害福祉年金以  
外の公的年金を受けて  
いる人は除かれます。

◆「ごころ銀行だより」  
四月六日、左記の方  
から「町まごころ銀行」  
たいと思ひます。  
ここに厚くお礼申し  
上げます。  
町社会福祉協議会  
した。関係団体と協議  
した。

ご芳名	内 容	指定用途
浦崎庸夫様	香典返し 三万円	町老人福祉 のため
吉森ヤエ様	二万円	町社会福祉 のため
正野 香典返し 十万円		
宇藤熊太郎様		

### 赤十字社員増強運動についてお願い

日本赤十字社は、赤  
十字の理想とする人道  
的任務を果たすため、  
毎年赤十字社員増強運  
動を展開していること  
であり、創立一〇〇  
周年を契機として、次  
の新しい時代へ向って  
力強く歩み始めようと  
しております。  
今年も、五月一日か  
ら赤十字運動月間とし  
て、全国一斉に社員増  
強、社資募集運動を展  
開いたします。  
この運動は、赤十字  
事業の充実を図るため  
全国の皆様と法人の方  
から、赤十字社員とな  
ってご協力いただく事  
業資金の募集を行う運  
動であります。  
又、赤十字はこんな  
仕事をしています。  
災害の救護、国際救  
援など各種の国際活動  
医療事業、血液事業の  
推進、社会援護活動、  
赤十字看護婦の養成、  
赤十字奉仕団や青少年  
赤十字の育成指導、救  
急法、家庭看護法の普  
及による安全と健康を  
守るための知識と技術  
の普及を行っています。  
本年の赤十字標語は

「参加しよう赤十字」  
であり、その意味する  
ものは、一人でも多く  
の人々に、より深く赤  
十字活動についての理  
解を得て赤十字の社員  
として、またボランティア  
として、その参加  
を呼びかけているもの  
であります。  
なお、赤十字社員加  
入、その他お問い合わせ  
せは、町役場福祉課ま  
でお願いします。  
また、今年の町社資  
目標額は、次のとおり  
となっております。  
一、支部(県) 目標額  
六、五三三万円  
二、西宇和郡目標額  
一、七二一万円  
三、三崎町目標額  
二、五五万円  
右目標額については  
近日中午に区長、常会長  
さんを通じ町民の皆さ  
んに、お願いいたした  
いと思ひますので、そ  
の際には、ご協力よろ  
しくお願いいたします。

### (昭和53年度) 三崎町消防団幹部(役職) 決まる!!

役 職	氏 名	住 所
団長	中 田 幸 藏	赤 坂
副団長	山 下 茂	大 西
〃	松 本 安 由	二名津
〃	梶 谷 寿 夫	大佐田
本 部 長	松 田 隆 明	須 賀
1	中 村 岩 男	赤 坂
2	小 松 孝 孝	札 場
3	船 山 忠 治	高 浦
4	長 山 雅 雄	佐 田
5	宮 本 梗 平	大佐田
6	池 上 幸 藏	井野浦
7	檜 垣 義 一	与 修
8	山 内 利 一	申
9	其 田 喜 太 郎	正 野
10	増 田 淳	二名津
11	村 中 長 七	名 取
12	川 越 利 康	明 神
13	村 田 吉 男	松
14	野 本 一 郎	釜 木
15	河 野 太 郎 一	平 磯
10分団 自部長	山 崎 茂 三 夫	二名津

## ひろげよう あいさつ 親切 心の輪 みんなの善意で住みよい地域社会を!! ボランティアってなにに 登録のすすめ

三崎町社会福祉協議会では、地域におけるねたきり老人、一人暮らしの老人や在宅障害  
児(者)施設の方々とみんなの幸せのため、何かお役に立ちたいという想いの方々と  
の橋渡しをするため、ボランティアの登録を受付けています。

ボランティア……ボランティアは、一般に「奉仕者」とよばれていますが「地域社  
会の福祉を高めるために自分から積極的にしかもその行為に対し、  
何の報いもせず努力や能力を提供する人(人々)」をいいます。

- 奉仕内容
1. 労力の奉仕——洗濯・清掃・保育等
  2. 技能の奉仕——理容・演芸・大工等
  3. 物品の奉仕——衣料品・図書文房具・電気器具等
- 連絡先 三崎町社会福祉協議会 (福祉課内)

お買物は町内商店で!!



報 館

# みさき

三崎町中央公民館  
館長 土居 毅  
(08945) 4-1111

## 幅が広く底が浅い社会教育

### 文化財の保護行政に力点

社会教育ということばは、まだまだ親しみが湧きにくいことばであり、内容も幅広く理解されにくい。

年々社会教育の必要性を、国はもろろん県行政は、大変力を入れてきました。しかし実践するのは市町村であります。幅の広い社会教育を充実するには受入れ体制ができていないのが、実態だと思われまます。

町行政の指導体制の問題等不備な点が多いですが、社会教育活動はみなさん一人一人のためであり、みなさんがする活動です。

自家用車とか、テレビの普及によって、人と人の話し合う機会が失われています。社会教育をむつかしく考えずに、より多く参加し、仲間づくりができた、少しでも新しい知識が身についた

町行政の指導体制のらよいのではないでしょう。その機会をつくるのが、町行政の社会教育活動だと思えます。

本年度は、特に当町の遅れている文化財の保護行政に力を入れ、埋もれつつある文化財の管理、発掘に努めます。他にも次のように社会教育計画をたてました。

## 社会教育活動の主な月別計画表

三崎町教育委員会 (中央公民館)

分野	三	二	一	三	十	九	八	七	六	五	月別
総 合	館報発行		館報発行	社会教育委員会	社会教育研究協議会	社会教育委員会	社会教育委員会	館報発行	館報発行	社会教育委員会	社会教育委員会
青少年教育		成人式		オリエンテーリング		青年団員県外研修	子ども会一夜研修会	子ども会一夜研修会	指導者研修会(三青協)		
成人教育				婦人大会 町連合PTA研究大会	文化講演会 体力づくり(婦人会)	将棋大会		母親学級(七月~十二月) 生活学校(七月~十二月)	ママさん学級(六~十二月) 家庭教育学級(六~十二月)	婦人会支部交換会	
芸術文化	文化財保護審議会		書初め展	文化財保護審議会	文化祭	文化財保護審議会	郷土芸能の記録	郷土芸能の記録	民族資料の収集	文化財保護審議会	
同和教育	同和教育えひめ配布 同和教育運営委員会				同和教育巡回訪問 (県同和教育課)	同和教育運営委員会	地区別同和教育懇談会 (八~二月)		同和教育講座(六~十二月) 同和教育えひめ配布	町同和教育協議会 同和教育運営委員会	
社会教育	体育指導委員会 体育協会総会	卓球大会	第十一回駅伝大会	マラソン大会 体育指導委員会	壮年体力テスト	卓球大会	卓球大会	卓球大会	卓球大会	卓球大会	

## 地区民の娯楽の場

### たまり場

#### ステージつきの松集会所落成

松住民待望の集会所に完成し、このほど部が、去る三月二十四日 落成式でも落成行事が行われた。



部落の中心 松集会所

規模は、鉄筋コンクリート二階建て延べ面積二六五・四三〇平方メートル、一階には和室、調理室、事務室、二階には大広間をとり特徴として地区民の強い要望により、ステージをとった。

当地区は、昨年度の学校統合により文化施設が何一つなかった。この集会所建設はなお一層喜ばれた。

部落公民館活動の気運もあり、集会所を有効に利用するためにも早く公民館活動の推進体制をつくり、この集会所が、学習の場、娯楽の場、又はたまり場になり、今後の集会所その物が、地区民の生活拠点となり、地域づくりと同時に人づくりの場になることを期待します。

## 夜間照明の使用が有料

### ルールを守って楽しいスポーツ

昨年度中学校の夜間照明施設が設置されて、町内四か所となった。お互にルールを守り楽しいスポーツにしてください。

本年度より夜間照明の利用期間は原則として四月から十一月まで

## 体育指導員十名を任命

体育指導委員は、スポーツの振興のため、町民に対し、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導助言を行なうことが任務です。

最近、急激にスポーツ人口も増え体育指導委員の果たす役割も多大

### 体育指導委員名簿

- (昭和五十三年四月一日~昭和五十五年三月三十一日)
- 小松 道夫(役 場)
  - 阿部 康茂(名取 小)
  - 塩崎 満雄(役 場)
  - 中村 亀三郎(農 業)
  - 梶原 康長(商 業)
  - 亀井 勲(農 業)
  - 宮部 久志(農協職員)
  - 浅野 恒吉(農協職員)
  - 山下 輝広(農 業)
  - 浜田 丈二(農協職員)

ですが、使用料を徴収くわしくは照会してください。

### 三崎町夜間照明施設使用料一覧表

施設名	一時以内の額	一時を超え毎月の加算額
三崎中学校夜間照明	二四〇円	二四〇円
二名津中学校夜間照明	二二〇円	二二〇円
三崎小学校夜間照明	一一〇円	一一〇円
串中学校夜間照明	三三〇円	三三〇円
二名津小学校夜間照明	一〇〇円	一〇〇円

## 文化財保護の準備中

町内で文化財として指定されているものは、国指定の天然記念物の「あこう樹」だけです。

教育委員会では、文化財保護審議委員を委嘱し、文化財の指定と公開をする計画です。

みなさんの身近なところに、文化財は埋もれています。

文化財として価値があると思われるものがありましたら、教育委員会の方へお知らせください。

文化財保護は、行政だけではできません。町民一人一人の理解と協力が不可欠です。

### ※無形文化財

演劇 音楽等  
衣食住 年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能

### ※記念物

古墳、城跡、旧宅名勝地、動物、植物等

それぞれ町にとって、文化的遺産で歴史上、芸術上価値の高いものです。

## 三崎町が県立図書館の配本所となる

### 読書グループをつくって大いに利用を!

愛媛県立図書館は、県下二十ヶ所に配本所を設けている。配本所とは、各地域の読書グループ等に希望の本を一定期間貸出して読書活動の育成援助を行う事業です。

その一ヶ所が、本年度より三崎町に設置されることになった。

当町の図書蔵書数では、みなさんの希望と合せてください。

うりにはなりません。この配本所の設置によって、みなさんの希望に答えることができる。今後、是非各グループ活動の中で、又は、新しい読書グループをつくりだして利用されるよう期待します。

くわしいことは、教育委員会の方へ、お問合せください。

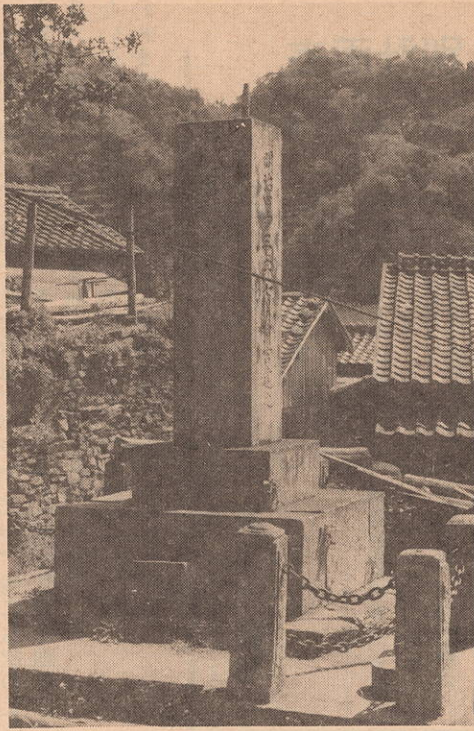
〔三崎の郷土誌〕

夏柑王国の始祖

宇都宮誠集

安政二年五月八日三崎村松の半兵衛の三男として生れた。十六、七才の頃大阪に出て漢学塾に学び帰郷して独学これ務めた。とくに法律学をよく勉強したといわれる。

青年時代には認められて与修小学校の教員となり、後三崎村に転じた。明治十三年郵便に就き、郵便局長となった。この間郵便局の窓口から見た村民の懐中は貧弱であり貯金の勧誘に



宇都宮誠集の記念碑

廻つてみては仲々に貯金の集らぬのは貯金思想の普及しないばかりではない。先づ産業を起して貯金の根柢を作らねばならぬ。「将を得んと欲する者は先づ馬を射よ」氏は膝を打って起ち上った。鉾山の発掘も試みたが地下にあるものは未知数である。如何に努力しても必ず報われるとは限らない。漁業も亦努力に正比例した報酬があるとは断言できない。

もつと堅実な道は農業を以て他にならぬ。麦と芋との農業から脱皮して半島の住民達を安定した農民とするには如何にあるべきか、元来が勤と儉と人並はずれた努力で押し通してきた氏である。或いは書を読み或いは旅に出て研究した。たまたま明治七年に宇和島で栽培された夏柑の苗を二、三本わけてもらって宅地の隅に植えてみたがその成績が案外上々で栽培は簡易であり収量は多かった。しかしこれがよく売れるかどうか、氏は数回大阪市場を視察して自信を持った。

明治十六年山口県の萩地方から購入した百五十本の夏柑の苗は、松の唐岩に栽植され、それが立派に成功し天下に名をなすに至るのである。

やがて附近の人々にこれを勧めた。数年を経て結実するのを見て村人達は漸く納得がいった。明治二十年に至って三崎の杉山勝蔵、川田熊一、つづいて大佐田の大山仲蔵、木野本信吉などが乗り出して本格的な夏柑栽培がいよいよ始まったのである。

その頃は、新しい産業を興すことは冒険を伴うものであり周到な用意と抜部の勇気が必要である。

しかしもおお多の失敗の実例を残しているのである。その中にあってよく拡大の一途をたどり現在に至ったことは先駆者たる宇都宮誠集も偉かったがその言葉に従って精進し続けてきた村人たちも亦世の称賛と拍手を受けべき人々である。

誠集はこれを「のぶちか」と読み明治四十年五月四日僅かに五十三才を以て世を去ったのである。

(昭和四十四年、愛農刊行会発行より)

『広場』

同和教育推進教員

就任のあいさつ

日本国民最大の課題とされている同和教育は、同和対策事業措置法の期限があと一年となり、その実績の真価が問われています。

同和教育を解消するたのめ事業はもちろん同和教育においても、未解決のものが数多くみられます。

学校における同和教育では、教科学習や学級活動などを通して、何んでも話し合え、助け合おう「仲間づくり」をはじめいくつもの目標を決めて努力して



現実の社会では、さまざまな利害対立、差別がみられますが、民主主義の社会では、強者が弱者をいたわり、かばうことが強く要求されるのではないのでしょうか。(弱者の甘えはきびしくいませぬねばならないが)

本町でも、さまざまな問題をかかえており

新四国御大師道大修理

大佐田公民館活動の一環

私達の部落には、四国霊場を模造した新四国(または御大師様)と呼ばれるものがあります。古来の話によると、この新四国は明治二十二年三月二十一日に大石彦四郎、梶谷某氏を發起人として創設され幽霊が出たり大蛇がいたり、とかく噂のある場所に八十八体の石仏が置かれたそうです。以来部落民の心の反として毎月二十一日御大師様の日と定め無病息災を願う習慣が農作を願うお参りが続けられたそうです。

また、この二十一日はお参りが済んだり雨等でお参りが出来ない時は、おこもりと称して皆がお寺に御飯や穀物



明るくなってうれしい御大師様

三崎町青年団協議会

昭和五十三年度運動方針



宮本 徹 会長

婦人会だより

中村会長

就任のあいさつ

昨今のめまぐるしい社会情勢下において、地域社会をとり巻く課題や問題点も数多いと思えます。

地域に働く我々青年もつ悩みや問題意識も多様である。そのよな中において、我が三三協も「青年の生活を高める」ことを目的とし、明るく住みよい町づくりを目標に活動を開始して以来十三年目を歩み出そうとしていり、会員のひとりひとりが、自分に与えられた使命と責任を認識し、地域社会の青年団員として真に地域に密着した青年団活動を展開して行きたい。

そこで本年度は、町単位団の連継、又は婦人会、その他各種団体との連継をより密にして、個々の学習、青年団員自身が、それぞれ指導者の役割を持つ様な研修を重ねながら知識を高めるよう努めたい。

そこで町の青年団員が一九となり、地域社会におけるあらゆる問題点の中の一つを拾い我々青年の手で解決しながら本年度の運動方針とした。

三崎町青年団協議会 会長 宮本 徹

菊池美知夫 社教主事 三崎  
山本 憲勲 主事 三崎  
船山 英生 主事 三崎  
大西紀代子 主事 二名津  
四一八四一六  
四一八四五二  
四一八一七二  
本年度もよろしくお願ひします。

ましてもどれだけ個人個人が、実行するかによって三崎町の婦人会の評価がされると思ひます。私達は身近で可能な所からボランティア活動(小さなしんせつ、思いやり)だけでも一人一人が和をひろげてゆけばすばらしい三崎町婦人会の発展だと思ひます。婦人は、家庭の中では妻であり嫁であり母親であります。それであらゆる場所へ参加して少しでも知識を広めようと心に誓っていても、今年こそと思ひついで甘柑の値段が安く、私たちが家庭を守る主婦にとつては、悩みのたねです。不景気になればなるほど心のよりどころを求めらるるのも女ではないでしょうか。くよくよしでもどうにもなりません。それよりもお互いに話し合い語り合える友達を多くつくることが大切だと思ひます。それは婦人会活動を通して部落の友達をつ



三崎町婦人会長 中村ユキ子